

令和 3 年 4 月 27 日  
日本博物館協会 半田昌之

## シンポジウム これからの博物館制度を考える 開催結果の概要

主催：日本博物館協会

協力：全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、全国美術館会議、私立美術館会議、  
日本動物園水族館協会、日本水族館協会、日本植物園協会、日本プラネタリウム協議会、  
日本公開天文台協会、全国歴史民俗系博物館協議会、全国文学館協議会、  
西日本自然史系博物館ネットワーク、全国昆虫施設連絡協議会、  
産業文化博物館コンソーシアム、小規模ミュージアムネットワーク、  
全日本博物館学会、日本展示学会、日本ミュージアム・マネジメント学会

日時：令和 3 年 4 月 24 日（土） 13：30～17：30

開催方法：Zoom を使用したオンライン形式

参加者延人数：511 名（一般参加者アカウント数：361）

### プログラム

- 1 13:30 開催趣旨説明 半田昌之（日本博物館協会 専務理事）
- 2 13:40～13:55 博物館法改正に向けた検討状況 稲畑航平（文化庁 企画調整課 課長補佐）
- 3 発表：多様な博物館の視点から考える博物館制度
  - (1) 地域の総合系博物館 可児 光生（美濃加茂市民ミュージアム館長）
  - (2) 美術館 植松 由佳（国立国際美術館 学芸課長）
  - (3) 自然史・科学系博物館 濱田 浄人（国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター長）
  - (4) 動物園 村田 浩一（よこはま動物園ズーラシア園長）
  - (5) 水族館 錦織 一臣（東京都葛西臨海水族園長）
  - (6) 昆虫館 渡部 浩文（多摩動物公園長）
  - (7) プラネタリウム 渡部 義弥（大阪市立科学館 学芸課長代理）
  - (8) 公開天文台 宮本 孝志（南阿蘇ルナ天文台長）
- 4 総合討論  
各発表者＋コーディネーター：栗原 祐司（京都国立博物館副館長）
- 5 閉会

\*文化庁 稲畑補佐から、文化審議会博物館部会および WG での検討状況について概要説明が行われた後、それぞれの館種ごとに運営の状況、現状での課題と、今後の制度や法律に望むことについて各 15 分の発表を行なった。

\*総合討論では、参加者からの質疑応答とともに、それぞれの発表者から、現在検討されている博物館法の改正や制度の在り方について、

- ①登録制度における博物館からの申請資格についての設置者要件の拡大
  - ②新たな登録制度を運用するに当たって第三者機関の必要性
  - ③登録施設に対する定期的なチェックを前提とする更新制度の導入
- の3点についての見解を聞いた。

## 1. 発表にみる主な意見

### (1) 地域の総合系

- ・全国の博物館の最も多くを占める、地域に所在する総合・歴史・民俗系の博物館は、その多くが規模が小さく、限られた財源、施設、人員の中で地域や市民と密着した活動を展開している。地方は疲弊している、と言われるが、多くの地域では、行政も、社会教育施設であり文化施設である博物館と連携して、住民に寄り添った、各地域ならではの、地域固有の文化財（文化資源）を活用した取組を進めている。全国的な制度は、こうした地域の実情を理解した上で、真の地域振興に資する支援を基本に考えていただきたい。
- ・博物館法は、○博物館を利用する人、博物館現場で働く人、博物館があるまちを元気づける法であってほしい。○国内の多数を占める地方博物館の現状を直視し、その底上げをねらう法であってほしい。○地方博物館の社会的存在意義を踏まえ、地域に根差した博物館の存立や充実を支援する法であってほしい。
- ・学芸員の階層化より、現場が求める「エデュケーター」や「コンサベーター」的役割を担う学芸人材の確保や研修、人材育成により現場を盛り立てる制度であってほしい。
- ・博物館法は、博物館運営の基本的規定も大切だが、その社会的存在意義や理念について、現在議論されている ICOM の博物館定義等、国際的動きも視野に、博物館とは何か、をわかりやすく理解できる法律になってほしい。

### (1) 美術館

- ・コロナの影響により展覧会事業の在り方が変質し、ブロックバスター型企画が困難になる中で、経営の在り方自体が見直される必要があり、観客動員から学芸員の研究成果を示す展覧会開催や、それぞれのコレクションの有効活用、美術館同士のネットワーク形成などが求められる。多様化する美術館運営にとっては、指定管理者制度や独立行政法人、地方独立行政法人、PFI 方式等の検証と今後の在り方についての検討が必要ではないか。
- ・博物館法については、登録博物館になった後の定期的な確認を実施し活動の質を担保し、設置者の責任を明確なものにする必要がある。
- ・美術館の多くがマンパワー不足の問題を抱える中で、学会会議から提案されている学芸員の種別化は日本国内のほとんどの美術館において現実味がない。階層化された「学芸員」ではなく、専門スタッフ(レジストラー、コーディネーター、広報担当)の配置、育成が美術館では必要とされている。さらに専門職の美術館館長の配置も重要な課題と言える。

### (3) 自然史・科学系博物館

- ・自然史・科学系博物館は博物館、自然博物館、科学博物館、科学館、技術館、記念館、郷土博物館、文化センター、児童会館、青少年センター、プラネタリウム、天文台、化石園、植物園、樹木園、水族館、ドリームランドなどの施設があり、職員も学芸員以外に研究員、エデュケーター、サイエンスコミュニケーター、解説員、飼育員など多様で、さらに、規模や設置者も多種多様あることが特色。
- ・博物館法や制度については、現在登録されていない類似施設が多数あるが、それらを当初から排除することなく改正法の視野に含め、博物館の多様性を維持、推進することが、社会・文化の豊かさに寄与することを認識し、その前提での制度設計が必要。

- ・小規模館自体が登録(認証)を得るインセンティブを確保するため、交付金や減税、あるいは研究機関指定や銃刀法、ワシントン条約等の規制の弾力化の対象とすべき。
- ・小規模館が登録(認証)を得るため、近隣の中核館あるいは類似館種の中核館がサポートできる体制を都道府県レベルでなく、国レベルでのネットワークとして構築することが必要。
- ・学芸員だけでなく博物館専門職の認識も重要。学術会議提言では、学芸員の研究機能に重点が置かれ、重要な視点ではあるものの、博物館や科学館のエデュケーター、サイエンスコミュニケーター、解説員をはじめ博物館専門職への視座が不十分で、法改正にあたっては、科学館等の館種、それらの特徴ある活動を支える専門職を視野に入れることが必要。
- ・博物館の定義と、博物館として登録(認証)を得ることのメリット、そして、多様な館種をすべて包含するのか、あるいはどこまで包含するのかの議論が必要。包含した際に、館種ごとの登録基準等を設定する必要がある。
- ・ICOMの博物館定義案に盛り込まれた内容も参考に、博物館の社会的機能に着目した定義の下で、地域の教育と文化創造のため、多様な博物館・科学館等の格差を拡大させる改正でなく、全体の底上げ、盛りたてを行う法改正を期待する。

#### (4) 動物園

- ・動物園は、その歴史を振り返っても、植物園や博物館の附属施設として発展したもので、資料収集や調査研究も当然のこととしてその機能に期待され位置付けられてきた。そうした流れは日本でも共通している。一方、利用者や行政からすると娯楽施設とのイメージが強い動物園は、近年、動物保護や地球環境への関心が高まる中で、その社会的役割が多様化し、今後の存在意義が問われる中で、改めて教育や研究機能の充実も求められている。
- ・博物館法については、動物園は博物館の一館種としての位置付けは当然として、多様化する動物園の役割を踏まえ、登録等の制度については館種としての特色や事業の実情を正確に理解できる体制の構築が求められる。
- ・また、環境省等、関連する省庁における動物園に関する政策との整合性や役割の棲み分けも必要。
- ・豊かな地球を未来に引き継ぐために、動物園から社会を変えてゆく、というような役割を果たせる体制づくりが望まれる。

#### (5) 水族館

- ・水族館も博物館の一館種としての位置付けは基本的には変わらないが、従来、博物館全体の中では性格の異なる施設というイメージが内部にもある。また、水族館全体の喫緊の課題としては、海水の循環が不可欠な施設の老朽化が深刻で、その改修への対応に多くの施設が苦慮している。一方、近年は生物多様化、動物福祉、動物の権利、動物倫理等の議論の深まりとともに、資料の収集・保管、活動、施設特性が問題となっており、水族館の在り方については世界規模での議論となり国内の関連組織も複雑化しつつある。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、生きた水生生物を主たる資料とする水族館が、現行の博物館法の規定に照らして合致する部分と、館種特性により独自の運用基準を利用者や行政からすると娯楽施設とのイメージが強い動物園は、近年、動物保護や地球環境への関心が高まる中で、教育や研究機能の充実も求められている。
- ・また、館種特有の事情から、水族館の運営に関連する省庁として、環境省や水産庁等との関

係や、環境・生物取引等の関連法規との関係もある。

- ・博物館法については、水族館が登録（認定・認証）になる場合は、生物の譲渡や移動手続きの簡素化、動物取扱業からの除外等のメリット付与等が考えられる一方で、そのためには、登録要件を満たす基準として、資料が生き物である特殊性への配慮、規模から内容の質への転換、生物多様性、適正な生物採取や飼育等の明記等の検討が必要。
- ・動物倫理・動物福祉への対応とともに、事業へのDX導入、施設費の調達、多様なニーズに応えるソフトの開発や展開等も重要な検討課題といえる。

#### (6) 昆虫館

- ・昆虫標本を所蔵し展示する博物館は多いが、全国昆虫施設連絡協議会に加盟するのは20施設生きた昆虫を飼育展示する施設が中心。事業は、飼育展示はじめ、教育普及、希少種保全、調査研究等が中心で、歴史的にも一般の博物館と共通する機能も多い。
- ・現状の課題としては、飼育・繁殖・展示手法・外国産昆虫の入手や管理等、高度な専門性を求められる業務も多く、専門人材の確保と育成が難しい。
- ・また、一般の博物館と同様に、予算・人材の確保とともに、教育プログラムや、学校教育との連携、インタープリテーション等の充実が求められる。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、基準を満たす施設を中心に、現在、協議会が行なっている、昆虫の飼育展示、普及等の技術向上、人材育成等をはかり、環境省との連携も強化する中で、希少種の生息域外保全等を促進していく基盤整備が進むメリットになれば有難い。

#### (7) プラネタリウム

- ・プラネタリウムは、現在全47都道府県に350施設あり、市民から高い支持を得ている科学教育施設で、宇宙光景のシュミレーターを備えている特色を持ち、その発信情報は、星座だけでなく、惑星や宇宙全体の仕組み等について、デジタルや映像技術の発展とともに拡大している。日本プラネタリウム協会は、加盟施設の連携と事業充実に取り組んでいる。
- ・施設の9割以上が公立で、学校教育の補完から、青少年の科学普及、専門性のある生涯学習施設という目的の拡大に応じて、生涯学習施設へのシフトが進んできた。
- ・元々、博物館の附属施設としてスタートしたこともあり、業務としては、展示、資料収集、調査研究、教育と、博物館と共通する内容が多いが、当初は教員担当が多かった。近年は、生涯学習技術やコミュニケーション等の重要性が高まり、学芸員有資格者の採用が増えているが、プラネタリウムの専門資格はない。
- ・博物館法や制度の視点で考えると、資料がないようにイメージされてきたプラネタリウムとしては、博物館資料の定義・解釈の弾力化や拡充を望みたい。
- ・ICOMの新たな定義案では博物館には、現行「Communicate」新案「Interpret」が入っているように、プラネタリウムが熱心に行っているこれら「普及」「手法開発」活動を、積極的に評価できる制度になってほしい。
- ・その中で、プラネタリウムを博物館として位置付け、設置基準の明確化や、教育専門職員(=学芸員)の配置や「専門活動を担保する処遇」に必要な措置の充実も望みたい。
- ・また、活動充実のために、著作権、規制などの処理の省略や簡略化も検討が必要と思われる。

#### (8) 公開天文台

- ・公開天文台は、初期のころは博物館の附属施設として設置される例が多かったが、その後、独立した施設が全国に作られた。公開を目的とする据え付け・移動型望遠鏡を有し、事業を行なっている公開天文台は、現在では数百をかぞえ、実物天体の展示はじめ、資料収集、調査研究、教育普及等、一般の博物館と共通する事業を行なっている。
- ・その設置者、設置形態、規模、運営組織もさまざま、行なっている事業は基本的に共通部分が多い一方で、運営上の課題は各施設の事情によって様々。
- ・日本公開天文台協会(JAPOS)は、施設間の連携と生涯学習に資する、ならびに職員と公開天文台の一層の社会的地位の向上を目指して、施設・個人等で約 250 人の会員を有し、研修や調査研究、連携協力等の事業を展開。
- ・今後の博物館法や制度の検討に向けては、協会として要望案をまとめた。
  - 1) 公開天文台を博物館の一類型として位置付ける。
  - 2) 学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を強く要望する。
  - 3) 登録／認証博物館への財政支援措置をはじめ、登録／認証と連動する種々の特例措置(具体例)を検討してほしい。
  - 4) 小規模施設をはじめ、厳しい状況に置かれ、自助努力だけでは改善が難しい運営上のアドバイスやサポートが受けられる制度やネットワークが望まれる。
- ・他に、学芸員・博物館の階層化は公開天文台には馴染まない。多数の博物館のハブとなる博物館の役割のカギはネットワークの構築であり JAPOS の役割も大きい。学芸員について、研究を重要視することには大賛成、といった意見が出された。

## 2. 中間報告に書き込まれた法改正の3つのポイントについての意見

### ①登録制度における博物館からの申請資格についての設置者要件の拡大

- ・館種を問わず、方向性については発表者から概ね賛同の意が示された。
- ・一方、株式会社については一部から懸念と慎重な検討の必要性が示された。
- ・この点に関しては、登録基準を外形から質へ変換する前提の下では、株式会社だからといって排除すべきではなく、当該博物館の事業をしっかりと登録基準に照らして判断するべきで、むしろ、企業自体が社会貢献やフィランソロピーに真面目に取り組んでいる面もある、との意見もだされた。
- ・また、株式会社等に要件を拡充する方向については良いと思うが、登録に伴う補助金等の扱いでは行政的に難しい課題も生じると思われ、こうした点の取り扱いについては別途検討する必要がある、という意見が出された。
- ・国立博物館について、登録博物館として扱うことは制度的に前進といえるが、一方で、現状、公立博物館と私立博物館に区分されている法律上の扱いについて、今後の検討の中では、全国レベルのハブ的機能を担う博物館として、新たなる国立博物館としての役割と機能を規定することも検討されるべきではないか、という意見が出された。

### ②新たな登録制度を運用するに当たって第三者機関の必要性

- ・館種を問わず、全員から必要性については賛同の意が示された。
- ・ただし、動物園等、館種特性が特殊な施設については、登録基準と照らし施設ごとの事業内容と品質を審査するためには、館種特性に精通したメンバーによる作業が求められ、その体制が整備されなければ、制度の意図に沿った審査等の実効性は担保されない、という意見が出された。
- ・この点に関しては、現在登録基準を外形から質へ変換する前提の下では、株式会社だからといって排除すべきではなく、当該博物館の事業をしっかりと登録基準に照らして判断するべきで、むしろ、企業自体が社会貢献やフィランソロピーに真面目に取り組んでいる面もあり、営利法人が全て要件から除外されるのは実情に合っていないとの意見も出された。
- ・また、現状登録事務を行なっている自治体の教育委員会等の実態からしても、第三者機関は必須であるが、地域、館種ごとの特性を理解したチェックが可能な体制が求められ、第三者機関の実態的な組織設計や必要な人材の確保、運営に必要な財源等については十分な検討が必要という意見が出された。

### ③登録施設に対する定期的なチェックを前提とする更新制度の導入

- ・館種を問わず、全員から必要性については賛同の意が示された。
- ・ただし、大学の評価等と同様に、評価される博物館に、必要資料の作成やデータ整理等で過度な労務負荷が加わることは、逆に制度の意図に反し評価のための評価につながるリスクもあり、実質的・効率的な制度設計が求められる、という意見が出された。
- ・博物館の事業の内容によっては、その進捗や成果に対する点検や評価に中長期の時間が必要なものがあり、そうした事業の定期的点検・評価については方法を検討する必要がある。また、定期的なチェックと更新の制度設計については、指定管理者制度を導入している施設の指定管理期間との調整等も検討する必要がある、という意見が出された。

- ・また、現状登録事務を行なっている自治体の教育委員会等の実態からしても、第三者機関は必須であるが、地域、館種ごとの特性を理解したチェックが可能な体制が求められ、第三者機関の実態的な組織設計や必要な人材の確保、運営に必要な財源等については十分な検討が必要という意見が出された。

### 3. 今後に向けて

- \* 博物館制度や博物館法に関する議論において、館種別の状況と課題を共有することは非常に重要で、今後検討する制度が博物館の実情に即したものになっているかどうかを左右する。
  - \* 今回発表していただいた組織だけでなく、協力名義使用で協力いただいた組織からも意見を聞く機会を作る必要がある。
  - \* そのためにも、館種を繋ぐネットワークを充実させ、情報共有する中で共通課題と、館種特有の課題とが関連しながら議論される環境づくりが求められる。
- 
- \* 今回のシンポジウムを通じて、館種別の発表・意見に共通していた点、見えてきた点として、
    - ・登録（認証）に際しての設置者要件の拡大、第三者機関の設置、登録（認証）施設に対する一定期間ごとのチェック、の3点については、概ねの共通理解は得られると思われること。
    - ・博物館の底上げ、盛り立てのためには、学芸員をはじめとする現職員の研修を中心とする人材育成が重要であり、研修の実施を制度的に担保できるようにすること。
    - ・博物館が持続的活動を維持するためには、博物館のネットワーク形成が最も重要な課題であること。
    - ・ネットワークには、全国、地域、館種、設置者ごとの組織・機関および国と自治体の行政が有機的に連携、協働する体制の整備が必要で、こうしたネットワークの中心的役割を担うのが第三者機関であるイメージが描ける。
    - ・博物館、学芸員の階層化と受け取られる仕組みの在り方については、賛同しない意見が大勢だった。
    - ・一方で、博物館全体としての役割分担、学芸員の高度化・専門化については共通認識が見られる。
    - ・目指す方向のすり合わせと共通理解の醸成が求められる。
  
  - ・法改正については、まずは国民（利用者）が博物館を理解し、その役割を共有するための基本方針を示すが必要で、そこではICOM等の動きも参考にしつつ、これからの日本社会にとっての博物館の存在意義や役割、理念を定義として示した上で、役割を果たすために必要な、博物館の要件や組織、機能等の在り方を示すことが求められているのではないかと（半田）。

## 1. 学芸員の資格・養成について【法第5条・第6条関係】

- 学芸員資格制度の在り方の見直しに当たっては、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するとともに、大学の設置する養成課程の状況や現場のニーズ、有資格者数と就職者数とのギャップ、就職後のキャリアパス等の課題を総合的に検討する必要があることから、**拙速な議論を避け、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において検討**するものとしたい。
- 学芸員補については、上記の議論とは別に、制定時からの社会的環境の変化により、少なくとも現状に合わせた更新の必要がある。現在の**活用の実態と改正による行政上の影響等について、地方公共団体へ調査するなど、影響を評価**した上で、再度議論を行ってはどうか。

他方で、登録制度の刷新に伴い、以下の点については対応が必要。

## 2. 学芸員の配置・有資格者の活用について【法第4条、新審査基準、望ましい基準等関係】

- 新たな審査基準の項目のひとつとして、**館長に求められる資質や学芸員の配置、その他専門的職員の配置等の在り方**については、再度検討する必要がある。
- 登録制度と関係して、中核となる館を中心としたネットワークの形成を検討するに当たっては、専門人材を複数館で共有することや、有資格者を活用して博物館に関与する者を増やす方策を具体的に検討してはどうか。

## 3. 学芸員及び博物館職員等の研修・資質向上について【法第7条関係】

- 中核的職員としての現職の学芸員をはじめとする博物館職員の資質の向上のもとに活動を充実させることは喫緊の課題。各研修主体の役割分担のもと、**現職研修の一層の充実**を図ることが必要である。
- 登録制度の**審査内容の変更に伴う都道府県庁職員への研修**が必要となる。

## ○博物館法（昭和26年法律第285号）

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあったもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

## ○博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）

（職員）

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

## ○ 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

### 第一章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

### 第二章 学芸員の資格認定

（略）

## 1 設置

### 1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

### 1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

## 2 経営

### 2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

### 2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

### 2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組みを有し、経営状況の透明性が確保されていること

### 2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

### 2.5 利用条件

・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること

・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

## 3 資料

### 3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

### 3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

### 3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

## 4 調査研究

### 4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

### 4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元さ

れていること

## 5 展示

### 5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

### 5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

## 6 教育普及

### 6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

### 6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

## 7 職員

### 7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

### 7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

### 7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

### 7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

## 8 施設設備

### 8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

### 8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

### 8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

## 9 連携協力

### 9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

## 博物館法第5条第1項第1号、第2号

大学に2年以上在学し、  
62単位以上修得

学芸員養成課程  
〔所定科目を修得〕

学士の学位を  
取得

学士の学位を  
未取得

学芸員補としての  
勤務経験3年以上  
(社会教育主事、司書 等)

## 博物館法第5条第1項第3号

博物館法施行  
規則第5条

- ・学士の学位を有する者
- ・大学に2年以上在学、  
62単位以上を修得し、学  
芸員補としての勤務経験  
が2年以上の者

社会教育主事、司書、  
教育委員会、学校、  
社会教育施設 等

等

博物館法施行  
規則第9条

- ・修士若しくは博士の学位等を有し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・大学で博物館に関する科目を2年以上教授し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・次に該当し都道府県教育委員会の推薦する者
  - 学士の学位を有し、学芸員補としての勤務経験が4年以上の者
  - 大学に入学できる者で、学芸員補としての勤務経験が8年以上の者 等

試験認定

<法定8科目  
+ 選択2科目>

学芸員補としての  
勤務経験1年以上

文部科学大臣が  
認定

審査認定

<書面審査+面接>

合格者(R2年  
度):69名

合格者(R2年  
度):47名

学芸員資格を取得

# 学芸員資格認定合格者数

## 1. 試験認定合格者数

単位：人（ ）内は出願者数

号	受験資格(博物館施行規則第五条)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一	学士の学位を有する者	77 (101)	79 (102)	62 (79)
二	大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職(法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。)にあつた者	2 (2)	3 (3)	2 (2)
三	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者	2 (3)	2 (2)	1 (1)
四	四年以上学芸員補の職にあつた者	1 (1)	2 (2)	4 (5)
五	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		82 (107)	86 (109)	69 (87)

## 2. 審査認定合格者数

単位：人（ ）内は出願者数

号	受験資格(博物館施行規則第九条)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一	学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者	12 (20)	9 (23)	28 (35)
二	大学において博物館に関する科目(生涯学習概論を除く。)に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者	0 (2)	0 (2)	0 (1)
三	次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者 イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者 ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者 ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者 ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者	10 (16)	10 (15)	19 (26)
四	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	0 (2)	0 (4)	0 (1)
計		22 (40)	19 (44)	47 (63)

# 学芸員の配置数

	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人	その他	計
<b>登録博物館</b>											
0人	...	...	16	140	21	3	—	...	61	15	256
1人	...	...	2	74	17	1	1	...	88	4	187
2人	...	...	5	60	17	—	—	...	50	6	138
3人	...	...	13	35	7	—	—	...	35	4	94
4人	...	...	12	38	—	—	—	...	12	2	64
5人	...	...	10	20	—	—	—	...	10	1	41
6人～10人	...	...	40	42	—	—	—	...	18	1	101
11人以上	...	...	25	7	—	—	—	...	1	—	33

<b>相当施設</b>											
0人	—	9	32	69	5	—	—	—	17	42	174
1人	—	7	1	13	7	1	—	—	6	40	75
2人	—	2	1	13	2	1	—	—	4	22	45
3人	—	3	4	12	—	—	1	—	2	6	28
4人	—	—	—	3	—	—	—	—	—	5	8
5人	—	—	—	3	—	—	—	—	1	7	11
6人～10人	—	3	5	1	—	—	—	—	2	3	14
11人以上	—	6	3	2	—	—	—	—	1	5	17

<b>類似施設</b>											
0人	151	30	201	2,082	701	128	—	—	100	453	3,846
1人	—	4	11	144	86	6	—	—	25	72	348
2人	2	1	10	73	18	2	—	—	7	27	140
3人	2	2	4	36	2	—	—	—	1	11	58
4人	1	—	4	7	3	—	—	—	2	2	19
5人	—	1	1	4	—	—	—	—	—	3	9
6人～10人	1	2	4	12	—	—	—	—	2	5	26
11人以上	1	—	3	—	—	—	—	—	1	1	6

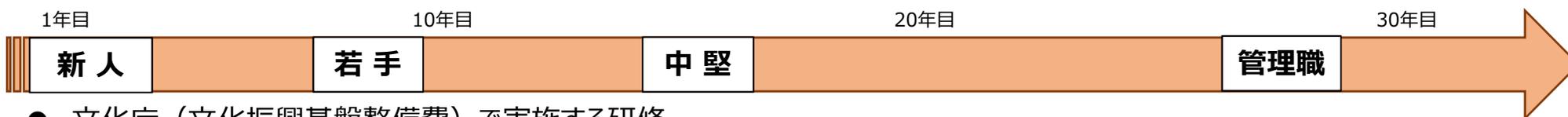
# 学芸員補の配置数

	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人	その他	計
<b>登録博物館</b>											
0人	...	...	117	403	59	3	1	...	244	31	858
1人	...	...	2	10	2	1	—	...	21	—	36
2人	...	...	1	3	1	—	—	...	3	—	8
3人	...	...	1	—	—	—	—	...	4	1	6
4人	...	...	—	—	—	—	—	...	1	—	1
5人	...	...	2	—	—	—	—	...	1	—	3
6人～10人	...	...	—	—	—	—	—	...	—	1	1
11人以上	...	...	—	—	—	—	—	...	1	—	1

<b>相当施設</b>											
0人	—	27	46	112	13	2	1	—	29	116	346
1人	—	2	—	—	1	—	—	—	3	7	13
2人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
3人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
4人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6人～10人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	3
11人以上	—	1	—	1	—	—	—	—	1	4	7

<b>類似施設</b>											
0人	157	40	237	2,346	801	136	—	—	134	544	4,395
1人	1	—	1	8	7	—	—	—	4	20	41
2人	—	—	—	3	1	—	—	—	—	3	7
3人	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2	3
4人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
5人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
6人～10人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	3
11人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。  
 その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

**【博物館学芸員専門講座（3日間）】**  
 学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

**【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】**  
 学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

**【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】**  
 現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

**【博物館長研修（3日間）】**  
 新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

**【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】**  
 事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

**【全国博物館長会議】**  
 日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます18-

(参照) [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf)

令和2年度 学芸員・文化財保護専門技術者等の研修会等一覧（文化庁等関係）

（令和2年7月現在）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催時期・期間等は今後変更の可能性がある。

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
博物館長研修	主として登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の館長・副館長等に就任して2年未満の者 50名	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	令和2年 9月30日（水） ～10月2日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 50名	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	令和2年 12月9日（水） ～12月11日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・マネジメント研修	①博物館の管理職（事務・学芸とも） ②地方公共団体の博物館行政担当職員 25名程度	博物館の管理運営に関わる職員を対象に、企画及び管理運営に必要な専門知識ならびに博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。	令和2年 12月16日（水） ～12月18日（金）	東京国立博物館附属黒田記念館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・エデュケーション研修	博物館に勤務する学芸員等 25名程度	博物館の現職学芸員等を対象に、教育普及を企画・運営するために必要な知識・技能を習得する研修を行う。	【前半】令和2年 10月7日（水） ～10月9日（金） 【後半】令和3年 2月8日（月）・9日（火）	【前半】 東京都美術館（予定） 【後半】 葛飾区郷土と天文の博物館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
【実施可否検討中】 <委託事業> 学芸員等在外派遣研修	博物館の学芸員等専門職員 若干名	博物館に勤務する学芸員又は学芸員補を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な博物館における展示、教育普及活動及び博物館行政等に関する調査を行わせ、その研修成果を国の博物館施策に反映させるとともに地域の学芸員等専門職員の研修・職務において有効に活用させる。	3ヶ月～1年	—	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
文化財行政講座	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数3年未満の者 70～80名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修	令和2年 11月18日(水) ～11月20日(金) (予定)	文化庁	文化庁資源活用課	専門官付
「文化財保存活用地域計画」研修会	地方公共団体等の文化財行政実務担当職員等 100名程度	「文化財保存活用地域計画」の策定に必要な事項、実務上の課題、事例紹介に関する研修(実地研修含む)	未定	オンライン配信(予定)	文化庁地域文化創生本部事務局	広域文化観光・まちづくりグループ
歴史民俗資料館等専門職員研修会	歴史民俗資料館、教育委員会等で資料(文化財を含む)の保存と活用にあたる専門職員で、原則として勤務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集・保存、公開等に必要な専門的研修を行う。	令和2年 11月(予定)	国立歴史民俗博物館	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 25名程度×2会場	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門的知識・技能の研修を行う。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 文化財(美術工芸品)修理技術者講習会	文化財(美術工芸品)の修理に携わる事業者等の技術 30名程度	文化財(美術工芸品)の修理に関わる専門的知識等の研修	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 国宝・重要文化財(美術工芸品)防災・防犯対策研修会	教育委員会および博物館等施設の防災・防犯対策担当者 100～150名程度	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等に対し、国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財保護法上必要な手続きについての研修を実施し、文化財の適切な活用、保存及び継承を図る。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
美術刀剣刀匠技術保存研修会	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者 10名程度	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錬技術の研修を行い、もって一層の技量の向上を図り、併せて刀匠としての意識の涵養を図る。	令和2年 10月13日(火) ～10月20日(火)	備前長船刀剣博物館	文化庁文化財第一課	調査係
銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会	(登録事務協議) 銃砲刀剣類登録事務担当 各都道府県から1名 (実技講習) 登録審査委員 各都道府県から2名	銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に規定する、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式鉄砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録に当たっての鑑定に関し、実技講習を行うことにより、登録審査委員の資質の向上を図り、もって銃砲刀剣類の登録事務のさらなる円滑化を図る。	秋ごろ(予定)	東京都内	文化庁文化財第一課	調査係
埋蔵文化財担当職員等講習会	地方公共団体、公益法人等の埋蔵文化財担当職員等	発掘調査に当たり開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な発掘調査の実施を図ることを目的とする。	令和2年 8月26日(水)	オンライン開催(予定)	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化財マネジメント職員養成研修	地方公共団体、法人調査組織の文化財専門職員 120名程度	文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の策定するうえで、各地方公共団体において、文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案する専門的な人材を養成することを目的とする。	①令和2年 9月8日(火) ～9月11日(金) ②令和3年 2月16日(火) ～2月19日(金)	①神奈川県 ②福岡県	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度にかかる説明及び文化的景観保護にかかる取組の紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	令和2年 8月～9月(予定)	東京都内	文化庁文化財第二課	文化的景観部門
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会	地方公共団体の文化財行政担当者 120名程度	登録有形文化財建造物にかかる事務手続きの説明や保存活用にかかる取組の報告などを通じて、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。また現地見学会を通じて、保存活用についての実例等を学ぶ。	令和2年 10月20日(火)	文化庁	文化庁文化財第二課	登録部門(建造物)

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【中止】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (基礎コース)	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の 保存に関わる専門家・技術者等  40名程度	伝統的建造物群保存地区に関わる職務遂行に必要な基 礎的事項に関する研修	—	—	文化庁文化財第二課	伝統的建造物群 部門
【不開催】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (実践コース)	伝統的建造物群保存地区制度を導入している 地方公共団体の職員で、2年以上の実務経 験を有する者  40名程度	伝統的建造物群の保存に関わる諸問題に的確に対応する ために必要な専門的事項に関する研修	—	—	文化庁文化資源活用課	伝統的建造物群 部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (普通コース)	文化財建造物修理工事の設計または施工の監 理等の実務経験を有する者  20名程度	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な 知識及び技術の研修 ※前期・後期の計2か年で開催。令和2年度は前期を実 施。	未定 ※例年8月下旬 ～9月上旬	未定	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (上級コース)	同上で普通コースを受講した者  20名程度	国宝等の文化財建造物保存修理工事の主任技術者とし て必要な知識及び技術の研修	(令和2年度は普通コースを 開催のため、上級コースは開 催しない。)	—	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
【実施可否検討中】 文化財建造物保存修理関係 者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財 建造物修理主任技術者  人数未定	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図る ため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業に伴う 技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と 設計監理業務の円滑な実施を図る。	令和2年 10月19日(月)	東京都 (東京国立博物館平成 館大講堂)	文化庁文化資源活用課	修理企画部門

※この他「文化財を中核とする観光拠点形成に向けたオンライン講座」を文化庁HPにて公開 ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten\\_koza/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten_koza/index.html))

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【実施可否検討中】 学芸員専門研修アドバンス・ コース	自然科学系博物館等の学芸員等専門職員  20名	自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、 一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。	令和2年 11月9日(月) ～11月12日(木)	国立科学博物館 筑波研究施設 上野本館	独立行政法人 国立科学博物館	学習課
【不開催】 美術館を活用した鑑賞教育の 充実のための指導者研修	① 小・中・高等学校教員(国公立校, 私立 校全ての教員) ② 美術館学芸員 ③ 指導主事  80名程度	鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の教員と美術館の学芸 員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美 術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層 の連携を図る。	—	—	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
独立行政法人国立美術館キュ レーター研修	公私立美術館の学芸担当職員  若干名	公私立美術館の学芸担当職員(学芸員資格を有する 者)を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技 術の向上を図る。	4月1日～翌年3月31日 の期間で研修生の希望を踏 まえ、受入館が承認した期 間とする。	・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
博物館・美術館等の保存担当 学芸員研修	国公立博物館・美術館等に勤務する保存部 門の担当者又は教育委員会等に勤務する社等 等の資料の保存担当  30名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講 義・実習を行う。	令和2年 10月5日(月) ～10月15日(木)	東京文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所、 文化財活用センター	文化財活用セン ター 保存担当
【中止】 国際研修「紙の保存と修復」	紙の保存と修復を担当する海外の学芸員及び 保存担当者  10名程度	紙文化財の保存修復に関する基礎的な材料学、史学的 な講義、装こう修理技術についての講義及び実習を行う。	—	—	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所	文化遺産国際協 力センター
文化財担当者研修	地方公共団体の文化財担当職員若しくはこれ に準ずる者  各課程10名まで	文化財保護行政に必要な専門的知識と技術について研修 を行う。	年間を通し、3日間～9日 間の研修を10課程開催予 定* (課程ごとにそれぞれ異な る。) ※15課程開催予定のうち5 課程中止決定のため	奈良文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	総務課

2021.5.14

## 学芸員論議の方向性と WG の今後の検討課題について

浜田弘明

## 1 博物館士（新制度）について

「博物館士」の新名称制度について、社会教育法や図書館法など他の法制度との関係を踏まえ、「称号」としての実現の可能性について、事務局からご提示いただく必要があると考えます。

社会教育主事資格を前提とした「社会教育士」の場合と、今回論議の「博物館士」の資格取得の方向性が異なるように思われ、少ない単位での資格付与は可能なかどうかについて、事務局から示されないと同じ論議を繰り返す心配があります。法改正というよりも、省令レベルあるいは、第三者機関による新資格という方向性が現実的のように思われます。

もし、少ない単位で設けられる資格制度が実現されるのであれば、学芸員資格からさらに門戸を広げ、大学のみならず、短期大学士・準学士・専門士・高度専門士も対象とした、幅広いものとするのが望まれます。

## 2 学芸員補（第 6 条関係）について

学芸員補については、「大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する」という条文は、資格制度としては今日的ではないと思われ、見直しが必要であると考えます。

この条文がなくなると困る現場もあるという話は承知していますが、「学芸員補」は各自治体等の発令行為によって任意になされるケースが多く、現実的に大きな支障となることはないように思われます。

資格制度として「学芸員補」を残すのであれば、博物館学を学んで取得すべきものと考えます。その場合、短期大学士のほか、専門学校の専門士・高度専門士も対象とすると、飼育員等にも適用できるのではないかと考えます。

## 3 学芸員の上級資格（第 4 条・5 条関係）について

「学芸員」という資格制度の中で、法的に「上級資格」を新設することが、現実問題として可能かどうかの方向性を、事務局からご提示いただくことが必要であると考えます。

現行の「学芸員」制度に、法律で上級資格を位置づける必要性は果たしてあるのかということに加え、博物館現場や学芸員養成大学の支持が果たして得られるかということを考えると、厳しいように思われます。

認証アーキビスト（国立公文書館）や、認定司書（日本図書館協会）のように、法の外に位置づけ、実務経験を踏まえた第三者機関等による認定制度とするのが妥当と考えます。

#### 4 学芸員の研修制度（第7条関係）について

研修制度についても、社会教育法や教育公務員特例法などを照らしながら強化する必要があると考えます。研修制度の強化については、多くの自治体や小規模館では、財政難や人員不足を背景に、出張を伴う学芸員の研修会への出席に消極的なケースがあるため、業務の多様化・高度化に対応する上でも、それを法的に保証する意義はあると考えます。

また、新認証制度等に対応するため、博物館事務を担当する職員を対象とした研修の充実も欠くことができないと考えます。

#### 5 学芸員の職務（第4条4項）について

学芸員の職務について、「研究」は言うまでもなく重要なものですが、社会教育機関の職員でありながら「教育」が含まれていないことに違和感を覚えます。とくに、地域博物館では、教育・普及に関する職務は重要なので、その必要性を感じます。

#### 6 今後の検討事項等について

WGで検討した技術的・具体的内容について、博物館部会では大所・高所の観点から論議の方向性をチェックしてもらうなど、部会とWGの役割分担を明確化して論議が進められたらと思います。

WGは今回で、登録制度について2.5回、学芸員制度について2.5回論議したことになるので、今後、改正すべき条文の確認を行う作業も必要と思われる。

#### 7 条文の具体的改正について

これまでの論議から、現行の博物館法にある第5章の相当施設制度は廃止し、第2章の登録制度の中で見直しを図ることになると考えます。また、第3章の公立博物館と第4章の私立博物館という区分についても見直しの必要が出てきており、国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分も検討する必要があるかもしれません。

そのほか個人的には、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する条文（前文または第1条を想定）が設けられないかと考えています。

#### 8 各団体へのヒアリングについて

第6回以降のWGでは、関係諸団体から話を聞かせていただき、博物館に共通する社会的意義や目的などを見出し、新しい博物館像や定義付け（第2条関係）を考えることができたらと思っています。

以上

## 博物館の組織・学芸員の位置づけについて

佐久間大輔

## 第四条関係 博物館の組織に関して

館長の資質や資格についてはかねてから議論がある。最低限館長の任務を「博物館の任務の達成」ではなく「目的を達成するため」の博物館活動の責任者として

第1項は「博物館に館長を置く。」

第2項は「館長は館務を掌理し、博物館の目的の達成に努める。」

とし、博物館への知見・経験、ガバナンスやマネジメント能力が必要なことを示し、その後の「のぞましい基準」などで「学芸員資格を持たない場合には、所定の館長研修を受講する」ことを義務化すること、業務ベースでなくミッションベースであることを示すことを提案する。

最小限、将来にわたり資料と関わる責任者としての学芸員の必要性（第4回資料参照）を強調したい。また、学芸員がつかさどる職務に教育あるいはコミュニケーションを追加することを提案したい（関連して博物館の目的や定義に言及も必要と考えます）。

発展的な要素として多様な専門職の必要性をどう表現するか

5に書かれた学芸員補に変えて、その他資料、研究、利用者とのコミュニケーション、事業推進を担う専門職員をおくことができるとしてはどうか。

6それら専門職員は学芸員及び館長の職務を助ける。

上記は中核的スタッフ体制としての学芸員及び館長を明確化し、同時に支援する様々な職種群を博物館に位置づけることを意識した。館長を中核とするのであれば、「専門職員及び、学芸員は、館長の職務を助ける」現在の法の中核は学芸員であることを重んじた。

また、追加すべき視点として、博物館の外部だが、博物館を支える重要な支援組織についてどこかで言及が必要。

- 博物館の内部組織だけを規定しているが、ガバナンスのためには自治体の所管部門の役割と責務も重要になる。設置者の責務、自治体の責務、国の責務を博物館法冒頭で明記しバランスを取ることが必要か。
- 博物館を支援する組織の育成、連携。特に市民参画や、様々な地域の団体、ステークホルダーとの連携を構築すること。諸施設との連携は第三条十一に書かれるが、市民参画は重要な博物館の要素となっている。

## 第五条、六条関係 学芸員の資格について

学芸員補が任用のつなぎ以外、有名無実化している。このことから、六条を廃止してもよいのではないか。

五条 1 項第二号を「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、「三年以上資料を扱う専門職」にあつたもの」として置き換えれば、短大における学芸員単位も無駄にならない。

三号の運用及び 2 項の運用に相当職種の在職経験や学位、在職経験だけでなく研修などを追加したほうが良い。(この点は政省令等による対応で可)

第 4 回資料に提出した大学院生向けの学芸員取得機会の増強は各関係機関と協議、実現してほしい。在職経験だけで資格取得することは望ましくないが、現状では専門人材登用の道が狭すぎることから、採用機会を広げることと、採用後でも基礎的な知識履修の機会を確保することでバランスを取ることが必要。

#### **第七条関係 学芸員の研修について**

第 4 回資料参照。学芸員への研修は、採用前の養成課程に比べ、博物館および利用者サービスの改善に直接的に即効的に寄与する。

ただし、

対象を「学芸員および学芸員補」だけでなく、「学芸員および博物館職員など関係者」に拡大し

「努めるものとする」ではなく、「機会を提供しなければならない」と強化したほうが良い。研修の実施義務(第七条:「都道府県」と登録事務(第十条:「都道府県と政令市」)の整合性は取るべき。

さらに、博物館現場のニーズに応えた研修実現のためには「関連団体や研究機関等と連携するなど」としてもよいのではないだろうか。(政省令などによる対応で十分)

#### **佐々木委員提案の博物館に就職しない学芸員有資格者の活性化**

佐々木氏提案の人材の活用観点から称号として「博物館士」化するのは方向性としては賛成、まずは現在の有資格者からスタートでもいいのかも知れない。

ただ、単位を減らすなどより広く博物館の普及を図る人材の育成については、育成を「大学だけ」に任せるのはやや問題があるように思う。博物館でこそ育成すべき部分もあると思う。博物館実習にかかわる、博物館でのボランティア経験などを課すのも良いかも知れない。また、学生だけでなく博物館で活動するボランティアのキャリアアップにもつながるような制度設計も展望したい。

これらについては時間をかけて検討してほしい。

(佐久間の見解に大阪市博物館機構 高井健司氏、西宮市貝類館 山西良平氏の意見を加味して作成した)